

除染等の措置等に伴う廃棄物等の処理円滑化事業（概要）

環境生活部資源循環推進課

1 趣旨

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の市町（一関市、奥州市、平泉町）では、文教施設、社会福祉施設、などの生活空間の除染は概ね終了しているが、道路側溝の除染は一時仮置場の整備を要し、進展していない。また、道路側溝汚泥には一部地域で高濃度の放射性物質が確認されているとともに、2年以上も汚泥の除去が出来ない状況にあり、道路側溝機能の低下、生活環境の悪化が懸念される。

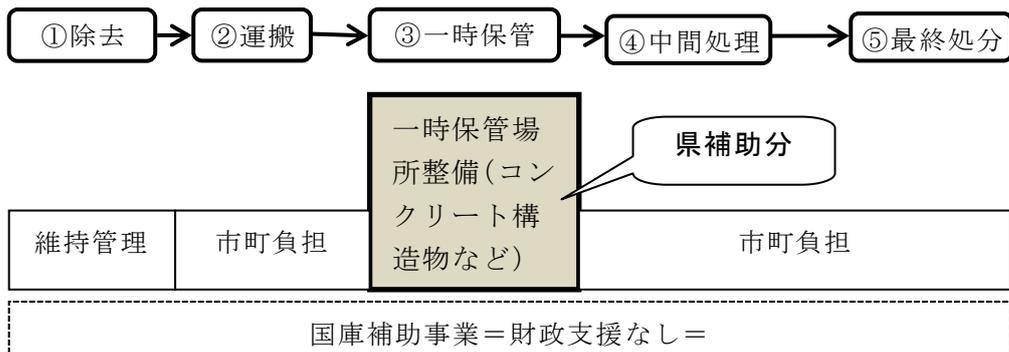
しかしながら、県南3市町では殆どの地域が空間線量率 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回り、除染に伴う国庫補助措置がないことから、県南市町では一時仮置場の整備等に多額の財政負担を伴う。

このことから、道路側溝の汚泥等の一時仮置場整備を促進するため、国庫補助対象外となる一時仮置場整備に要する経費に対して支援するもの。

2 事業概要

汚染状況重点調査地域の市町（一関市、奥州市、平泉町）において、道路側溝の除染等の措置等に伴い発生した汚泥の一時仮置場整備を促進するため、「放射線量低減対策緊急事業費補助金」（環境省）の対象とならない一時仮置場整備に要する経費の一部を補助する。

【事業イメージ】



3 事業規模（平成25年度当初予算）

133,275千円（補助金相当分）